

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画および事業継続計画

平成20年10月制定
平成27年 4月改定

埼玉ガス株式会社

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 序章 | 1 |
| 1 「新型インフルエンザ」とは | |
| 2 一般的な予防対策 | |
| 第1章 総則 | 5 |
| 1-1 業務計画の目的及び対象 | |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 | 5 |
| 2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制 | |
| 2-2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携 | |
| 第3章 新型インフルエンザ等の感染対策の検討・実施 | 7 |
| 3-1 平常時（未発生期・海外発生期）における対応 | |
| 3-2 国内発生早期・国内感染期における対応 | |
| 第4章 事業継続計画 | 10 |
| 4-1 基本方針 | |
| 4-2 継続業務の特定と継続方法 | |
| 第5章 その他 | 14 |
| 5-1 教育・訓練 | |
| 5-2 計画の見直し | |
| 別表-1・2 新型インフルエンザ対策本部の組織図・業務分担 | |
| 別表-3 参考情報 | |

序章 新型インフルエンザの基礎知識

1. 「新型インフルエンザ」とは？

(1) 「新型インフルエンザ」とは？

新型インフルエンザ・ウイルスとは、動物のインフルエンザ・ウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染しておこる疾患を新型インフルエンザという。

新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常の季節性インフルエンザと較べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常の季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。

また過去大流行したスペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があり、ひとつの波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

(2) 被害予測

新型インフルエンザ等は全人口の25%が罹患し、流行が8週間程度続くと想定されている。また従業員や家族の罹患等により、従業員の最大40%が罹患することが予想される。

(3) 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、その状況等に応じて取るべき対応が異なることから、予め状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておくことが必要であることから、国によって、表－1のような5つの段階に分類されている。この段階の決定については、WHOのフェーズの引当及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の新型インフルエンザ等対策本部が決定することとされている。

表－1 新型インフルエンザ等の発生段階の区分

| 発生段階 | 状態 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生期 | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） |
| 国内感染期 | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※ 感染拡大～まん延～患者の減少 |
| 小康期 | 新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態 |

(4) 新型インフルエンザ発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチン

パンデミック・ワクチンとプレパンデミック・ワクチンがある。パンデミック・ワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザ・ウイルス、またはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンであり、国によって、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。また現在の製造方法では、製造から出荷まで6ヶ月程度もかかり、国民全体に行き渡するには1年以上もかかると言われている。

プレパンデミック・ワクチンとは、新型インフルエンザ・ウイルスが発生する前に、新型インフルエンザ・ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザ・ウイルスを基に製造されるワクチンである。国は、現在、鳥インフルエンザ・ウイルス（H5N1亜型）に対するワクチンをプレパンデミック・ワクチン原液として製造、備蓄しているが、必ず効果があるとは言い切れない。すなわち医学的には完全な予防策は現時点ではなく、それを前提とした業務計画の策定が求められる。

2. 一般的な予防対策

(1) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の患者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分にふき取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

(2) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出るときに、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみをする際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意することが推奨される。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

（3）生活上の注意点

・適切な住環境の維持

日常的な清掃の実施により、室内環境を清潔に保つよう心がける。また、加湿器等を利用して、十分は湿度を田本とともに適度な室温を維持する。

・規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。

・各家庭で保存食料や生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

・鳥・鶏肉・豚・豚肉に対する注意

鶏・豚舎や生きた鳥・豚を扱う市場等への立ち入り、生きた鳥・豚との接触は避ける。鶏肉や豚肉は加熱調理するよう心がける。調理中に生肉に触れた調理器具は加熱消毒し、手は石鹸等で良く洗う。

・発生国への渡航

外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ等発生国への渡航は、公的・私的を問わず止むを得ない場合に限ることが望ましい。

第1章 総 則

1 - 1. 業務計画の目的及び対象

(1) この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、当社が都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めることを目的とする。

(2) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2 - 1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定めるとおりとする。（3頁 表-1参照）

| 新型インフルエンザの発生状況 | 体制の区分 |
|----------------|---------|
| (未発生期・海外発生期) | (平常時) |
| 国内発生期 | 第一次非常体制 |
| 国内感染期 | 第二次非常体制 |

(2) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつ、ガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。また、ガス事業継

続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。

- (3) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織及び分担体制(別表-1及び2)を整備する。また、体制がより有効に機能するよう訓練等を必要に応じ実施する。
- (4) 非常体制への移行は、社内協議に基づいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には以下の順位により代行する。

| 代行順位 | 代行者 |
|------|--------------|
| 第1位 | 取締役供給開発部長 |
| 第2位 | 取締役供給開発部副部長 |
| 第3位 | 参与・お客様サービス部長 |

- (5) 社長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

2 - 2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、事務局等は、別表-3に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等の感染対策の検討及び実施

3-1 平常時（未発生期・海外発生期）における対応

(1) 職場の清掃・消毒

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人が良く触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った記録を取っておく。

(2) 感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の備蓄及び管理体制

総務部は、全従業員分、更に必要に応じて供給継続に資する関連事業者分の個人運防護具と衛生用品を備蓄する。その備蓄量については、期間を50日（8週+10日）分とする。またマスクと手袋は使い捨てであることに留意する。

さらに個人防護具は、適正に使用しないと効果は十分には得られない点に留意する必要がある。

全ての個人防護具を外した後は、所定の廃棄場所に廃棄し、すぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。

●マスク

・内勤（オフィスワーク）用

⇒医療用のサージカル・マスクが望ましいが、最低でも家庭用の不織布製のマスク（いわゆるガーゼマスクではない。）を準備する。

・公共交通機関での通勤時用、外勤用、来客対応時用

⇒N95 マスク（防塵マスクDS2）のような密閉性の高いマスクの準備も検討する。

●手袋

手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためである。従って、滅菌れている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋の使用が考えられる。

●ゴーグル、フェイスマスク

ゴーグルやフェイスマスクは、目の結膜からの感染を防ぐために準備する。ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に目を触ることを防ぐことで感染予防にもつながる。

●その他

ウェットティッシュ、消毒薬、検温計（非接触型もある）を準備する。

3-2 非常体制（国内発生早期・国内感染期）における対応

（1）一般的な留意事項

従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・出勤前に検温し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザの症状があれば出勤しないこと。
- ・勤務中・通勤時には常時マスクを着用する。
- ・不要不急の外出や集会（ガス事業者内の会議も含む）を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
- ・外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人ごみに近づかないこと。
- ・症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと
- ・手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

(2) 職場への入場制限等

供給継続業務に資する関連事業者を除き、原則として職場に入場させない。

お客様についても、原則としては入場を避けて頂く。やむを得ず、入場される場合には、その場所を限定し、応対者は別に定める装備を装着し、かつ訪問者は（お客様含む）にも装着して頂く。

(3) 職場の清掃・消毒

毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所(玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等)は、清掃・消毒の頻度を上げる。

(4) 従業員の健康状態の確認等

欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には、連絡し、医師の許可あるまで出勤しないよう指導する。

(5) 会社で従業員は発症した場合の対処

発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触防ぐ。発症者が自力で会議室等に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。

事業者は、海外発生期～国内発生早期においては、帰国者・接触者相談センターなどの指定された期間に連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針(搬送先や搬送方法)について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告か自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

(6) 従業員の家族が発症した場合の対処

従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握することが望ましい。

同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、帰国者・接触者相談センターなどの指定された機関に連絡して指示を受ける。

自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、帰国者・接触者相談センターなど指定された機関の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

第4章 事業継続計画

4 - 1. 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給に関し、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面對する業務は最小限度に留める。

(3) 被害想定

新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

（※）治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

(4) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつ、ガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、また、

ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を予め抽出し、対応策についても検討する。

(5) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、社長が事業継続計画を発動する。

4 - 2. 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務・縮小業務の分類及び継続方針

平常時の業務を 表 4 - 1 のとおり 2 つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表 4 - 1 業務の分類

| 区分 | 名 称 | 内 容 |
|----|------|-------------------------------------------------|
| A | 重要業務 | 都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務 (システム、広報、電話受付、勤怠管理等) |
| B | 縮小業務 | 都市ガスの供給の継続に直接関与しない業務 |

(2) 具体的な業務の区分

表 4 - 2 のとおり業務を区分する。

表4-2 業務の区分

| 部 門 | 業 務 | 区分 | 備 考 |
|--------------------------|------------------------------------|----|--------------------------|
| 原 料 | 都市ガスの受入業務 | A | 付臭、圧送含む |
| 供 給 | 供給管理、圧力管理 | A | 中長期的な供給計画除く |
| | 主要導管の維持管理 | A | ガバナー、供給所、ホルダー含む |
| | 主要導管以外の維持管理 | B | 法定の漏えい調査含む |
| | ガス導管工事 | B | 新設含む。但し、緊急性を有するものはA |
| 緊 急 保 安 | ガス漏れ、供給支障対応 | A | (※1) |
| システ ム管理 | 製造・供給・顧客管理等、製造・供給に 必須なシステムの保守業務 | A | 導管図面システム含む |
| 総 務 人 事 経 理 広 報 | 感染拡大に関する業務 | A | |
| | 対策本部支援業務 | A | |
| | 労務管理 | A | |
| | 経理処理 | A | 但し最低限度 |
| | 広報 | A | 業務停止を行うことの広報及び マスコミ対応 |
| | 上記以外の福利厚生、中長期要員計画等 | B | |
| お客さ まサー ビス関 連 | 定期保安巡回 | B | 法定周知・調査含む |
| | 開閉栓 | B | 新設開栓含む(※2) |
| | 検針 | B | |
| | 面接しての料金收受 | B | 銀行振り込み等は継続 |
| | 電話受付 | A | |
| | 内管工事 | B | 新設含む。但し、緊急性を有するものはA |
| | ガス機器販売、修理 | B | (※2) |
| 新規営業 | B | | |

お客さまとの面接対応による業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則として抑制する。但し、お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

- マイコン復帰 → 電話で復帰操作願う。ガス臭等の異常がない限り出勤しない。
- 灯内内管修理 → 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止し、ガスの使用ができないことを要請する。原則として、灯内内管の修理は行わない。
- 機器修理 → 当該機器の使用を中止して頂く。

(3) 非優先業務の停止

4-2で選定したB(非優先業務)については、原則として小康期まで行わない。したがって、Aの業務に従事する者以外は出勤を停止することが望ましい。

但し法定業務については、所管する関東経済産業局へ事前連絡すること。また検針については、お客様と対面せず実施できる場合には、各事業者の経営判断で、マスク等を装着して実施することも可能。非優先業務を停止するにあっては、既予約分の扱い等、停止手順を予め決めておくことが望ましい。

(4) 出勤を停止した場合の措置

① 在宅勤務の容認

「継続業務A」について、在宅で可能なものは在宅で行うことを認める。

② 健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は先、序章(2)に記した健康管理を徹底すること。

③会社との連絡

出勤を停止した者は、急な出勤要請を受けられるよう常に連絡が取れるようにしておくこと。

(5) 通勤について

極力公共交通機関は利用せず、会社車両の活用や会社での宿泊も検討する。

(6) 対策本部の設置

原則として国による国内発生期への移行が宣言された時点で、対策本部を設置する。その組織及び業務分担体制は別表1及び2による。

(7) その他

特定接種について

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は(国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務)を行う事業者であつて、厚生労働大臣の登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者(工事会社等の供給継続に資する関連事業者を含む)となる。

特定接種の対象者を選定し、ワクチンについては副作用の恐れがあること、効果が未確定であるため、接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて、説明して同意を得ておく。

その他、国からの「特定接種に関する実施要領」に基づき、接種場所等の必要な事項について検討すること。

第5章 その他

5 - 1. 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5 - 2. 計画の見直し

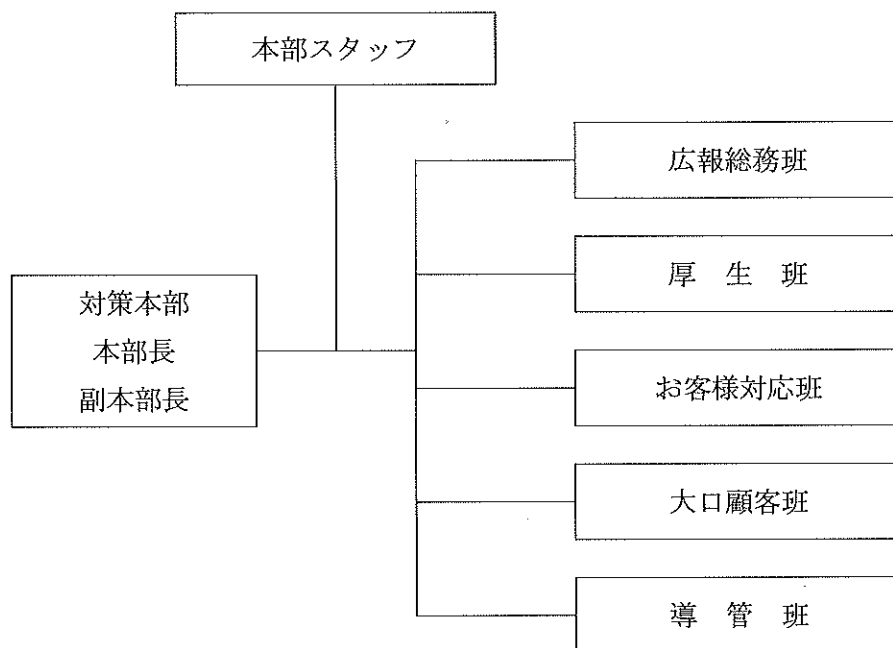
- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

以 上

(別表-1)

新型インフルエンザ対策本部の組織図・業務分担

<組織図>



(別表-2)

<業務分担>

| 名 称 | 主な役割・業務 | 主管部 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 本 部 長 | 本部業務の推進・統括 | (社 長) |
| 副 本 部 長 | 本部長の補佐 | (次席役員) |
| 本 部 スタッフ | 対策本部の設置に関する事 供給継続に関する事 | |
| 広報総務班 | 外部広報対応に関する事 経産省・経産局との対応に関する事 建物管理に関わる警備体制に関する事 他社の本社レベルの情報収集に関する事 物品の備蓄・配布に関する事 社内ITシステム維持に関する事 | 総 務 部 |
| 厚 生 班 | 医療機関等の情報の収集に関する事 従業員等への予防措置の周知に関する事 従業員の感染拡大防止のための措置に関する事 従業員・家族の健康状況等の調査に関する事 | 総 務 部 |
| 顧客対応班 | お客さま対応、受付対応 | お客様サー ビス部 |
| 導 管 班 | 供給操作の検討・実施に関する事 導管事故処理計画検討・実施に関する事 導管警備体制の確立に関する事 | 供給開発部 |

参 考 情 報

2. 主たる情報入手先

(国の情報)

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | http://www.mhlw.go.jp/ |
| 厚生労働省検疫所 | http://www.forth.go.jp/ |
| 国立感染症研究所 | http://www.nih.go.jp/niid/index.html |
| 同研究所の感染症情報センター | http://idsc.nih.go.jp/index-j.html |
| 外務省海外安全ホームページ | http://www.anzen.mofa.go.jp |

(都道府県・保健所・市町村の情報)

各都道府県・保健所・市町村においてウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。

(世界の情報)

世界保健機関 (WHO)

鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>